

# 通所介護の運営規程

## デイサービスさぼてんの花運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、巽株式会社(以下「事業者」という。)が開設するデイサービスさぼてんの花(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(管理者・生活相談員・介護職員・機能訓練指導員・看護職員 以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスさぼてんの花
- 二 所在地 群馬県邑楽郡大泉町仙石四丁目27番地16号

### (職員の職種、員数及び勤務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 二 生活相談員 3人以上□

利用者及び家族の相談に応じるとともに、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等との連絡調整を行う。

- 三 看護職員 2人以上

利用者の健康管理及び心身状態の把握を行うとともに衛生管理等の業務を行う。

- 四 介護職員 16人以上

入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

- 五 機能訓練指導員 2人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための機能訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月・火・木・金・土。但し、12月31日～1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時45分から午後4時45分までとする。

### (利用定員)

第6条 事業所の定員は、40名とする。

### (指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、居宅サービス計画に沿って作成された通所介護計画に基づき、次に掲げるもののうち必要なサービスを行うものとする。

- 一 身体介護
- 二 入浴介助
- 三 食事の提供
- 四 日常生活動作の機能訓練
- 五 健康状態の確認
- 六 アクティビティ・サービスの提供
- 七 日常生活における相談及び助言
- 八 送迎

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 食費 昼食代 500円、おやつ代 100円

二 おむつ代 100円

三 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロあたり50円とする。

四 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、太田市、館林市、邑楽郡、深谷市、熊谷市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

一 利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。

二 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。

三 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。

四 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2. 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を専任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年6月と12月に避難・救出訓練等を実施するものとする。

5 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害

4 事業所は、指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、指定通所介護の提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第17条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(研修の機会の確保)

第21条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年2回

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、異株式会社の代表取締役と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年03月01日から施行する。

平成29年08月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

平成30年02月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

平成30年03月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

平成30年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

平成31年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和02年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和02年11月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和03年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和04年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和05年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和06年02月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

令和06年04月01日に一部変更となりそれに沿って施行する。

## 通所介護 運営規程 別紙料金表

### 通所介護費

法定代理受領の場合は介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による。)

		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	1日につき	¥3,580	¥3,760	¥5,440	¥5,640	¥6,290	¥6,470
要介護2	1日につき	¥4,090	¥4,300	¥6,430	¥6,670	¥7,440	¥7,650
要介護3	1日につき	¥4,620	¥4,860	¥7,430	¥7,700	¥8,610	¥8,850
要介護4	1日につき	¥5,130	¥5,410	¥8,400	¥8,710	¥9,800	¥10,070
要介護5	1日につき	¥5,680	¥5,970	¥9,400	¥9,740	¥10,970	¥11,270

#### 【その他加算】

	(単位数)	利用料
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	40 ¥400
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき	55 ¥550
サービス提供体制加算(Ⅰ)	1回につき	22 ¥220
サービス提供体制加算(Ⅱ)	1回につき	18 ¥180
サービス提供体制加算(Ⅲ)	1回につき	6 ¥60
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき	56 ¥560
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき	85 ¥850
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1ヶ月につき	20 ¥200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 ¥200
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 ¥50
口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 ¥1,500
口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 ¥1,600
科学的介護推進体制加算		40 ¥400
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の5.9%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の1.2%
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の1.0%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の1.1%

#### 介護保険給付対象外サービスの利用料

食事代	1食	¥500
おやつ代	1食	¥100
オムツ代	1枚	¥100
通常の実施地域を越える交通費	1kmにつき	¥50
その他日常生活費	対象費用がある場合に記載する。 利用者の希望により購入する日用品 : 実費 (歯ブラシ、シャンプー、化粧品、タオル等) 利用者の希望による教養娯楽費用 : 実費 (行事やクラブ活動による材料費等)	